

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公開番号】特開2002-346158(P2002-346158A)

【公開日】平成14年12月3日(2002.12.3)

【出願番号】特願2001-151685(P2001-151685)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月24日(2003.12.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

一方、前記保持枠22においては、図4、図5および図7に示すように、窓枠口21の下部内側に位置する遊技補助盤31が一体成形されており、この遊技補助盤31の上端縁を基準にして前記セット口23が開設されている。そして、遊技補助盤31の正面左上に遊技球用の球給出口32が開設される一方、該遊技補助盤31の前面側に、ファール球回収路部材33、スピーカ34を内蔵したスピーカケース35および発射レール36等が取着される。更に、前記遊技補助盤31の裏面側には、アウト路37が形成されると共に、前記機構セット盤Hが当接する裏当て板38が取着されるようになっている(図6)。なお、前記ファール球回収路部材33およびスピーカケース35は、カーボンチップ入りのABS材から所要形状に一体成形されて導電性を有し、また前記発射レール36の樹脂部品39も、カーボンチップ入りのポリプロピレン(以下「PP」)材から所要形状に成形されて導電性を有している。更に前記裏当て板38は、カーボンチップ入りのPP材から所要形状に一体成形されて導電性を有しており、球給出口32に整合する開口部44等が設かれている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

このように本実施例のパチンコ遊技機Pでは、該遊技機Pを構成する中枠B、前枠C、上球皿D、下球皿E、遊技盤I、機構セット盤H等の構成部材と、これら各構成部材B,C,D,E,I,Hに配設される各種の付属部材や部品を、導電剤入りの合成樹脂材および/または帯電防止剤入りの合成樹脂材から成形する一方、これら各部材を成形金具や金属板およびアース線等の導電性を有する部材を介して、裏カバー部材120に設置した前記電源基板131へ集約的に接続し、該電源基板131から機外または当該遊技機Pの電源(AC24V)へアースするように構成されている。殊に、球補給設備から補給されるパチンコ球が帯電している外部静電気は基本的に外部(島設備等)へアースする一方、当該パチンコ遊技機P内で発生した内部静電気は当該遊技機Pの電源(AC24V)または外部へ適宜

アースされるようになるから、前記各構成部材B,C,D,E,I,Hおよび付属部材・部品に静電気が帯電することを好適に防止して効率的なアース対策を図ることが可能となり、これにより静電気を原因としたノイズ発生および機器の誤動作、故障等を好適に回避し得る。